

措 置 請 求 書

北海道監査委員

見 野 全 殿

坂 本 人 士 殿

段 坂 繁 美 殿

工 藤 敏 郎 殿

下記に述べる北海道が被った損害について、その補填のために必要な措置を講ずべきことを、別紙添付書類を添えて請求する。

2008年5月28日

札幌市

監査請求人 原 田 宏 二 (70歳)

札幌市中央区大通西11丁目ダンケ大通ビル7階

弁護士法人市川守弘法律事務所

同 市 川 守 弘 (54歳)

1 監査請求の趣旨

(1) 公益社団法人釧路方面交通安全協会への北海道の委託業務について

公益社団法人釧路方面交通安全協会(以下「釧路安協」という)は、一般公益事業のほか、公益業務として北海道からの業務の委託を受けて、主に次の業務を行っている。

- ・ 運転免許更新時講習等
- ・ 原付技能講習
- ・ 夏期冬道安全運転
- ・ 運転免許窓口

また、釧路安協は、収益事業として釧路市と帯広市にある運転免許試験場の教習コースを届出自動車教習所へ貸し出す業務、免許更新時における写真撮影業務等も行っている。北海道からは、かかる交通安全協会の趣旨から、平成 19 年度において公益事業の委託料として 172,636,000 円が予算額として計上されている。

(2) 釧路安協の領得行為

ア 地方教室借上料

- ① 平成 17 年度における釧路安協の地方教室借上料は、北海道に対して 312 回、合計 2,607,564 円が申請され、受託料として右金員全額が支払われていることになっているが、実際には、216 回、合計 829,958 円しか支出されておらず、その差額金 1,777,606 円が、不法に領得されている(甲第 1 号証)。
- ② この地方教室というのは、前記した北海道からの受託業務である運転免許更新時講習などを地方で開催する際に使用する教室のことで公共施設などを賃借する形態をとる。釧路安協は、この受託業務である地方での講習に際し、開催回数、借上料を水増しして申請し、水増しした受託料を受領していたもので、平成 17 年度だけ金 1,777,606 円に上っている。

イ 教本等の代金のバック

- ① 釧路安協は、同じく業務委託を受けている運転免許更新時講習等において、「印刷製本費」として教材費、印刷製本費を計上し、これらの金額は北海道からの受託料によって賄われている。ところで、実際には釧路安協が、

印刷、製本を発注することではなく、すべて財団法人全日本交通安全協会と財団法人北海道交通安全協会から「交通の教本」「知る、守る、励行する」と題する教本(地方版テキスト)を購入する購入費に宛てられている。平成17年度における運転免許更新時講習等における、これらの教本代金は、30,704,663円(甲第9号証の予算書10ページでは、29,312,371円となっている)に上っている。

- ② ところが、驚くべきことに、この教本代金の平成15年度においては、これらの教本代金が、支払先である財団法人全日本交通安全協会と財団法人北海道交通安全協会から、それぞれに支払った代金の一部が、釧路安協に「還元金」「啓発宣伝費」等の名目で割戻しされている事実が判明した。監査請求人らが確認できた金額は次のとおりである。

* 財団法人全日本交通安全協会から

- i 平成15年3月13日付送金通知(甲第2号証)

(但し、振込みは3月17日)

金 1,424,250 円

- ii 同年4月17日付啓発宣伝費の配分予定額について(甲第3号証)

(但し、平成14年度下半期対応分とし、配分予定額として下記金額が記載され、配分時期として9月中と記載される)

金 1,590,750 円

- iii 同年9月11日付送金通知(甲第4号証)

(前項iiに対応する配分額の送金)

* 財団法人北海道交通安全協会から

- i 平成15年6月18日付「平成15年度講習教本物資斡旋経費の還元について」(甲第5号証)

(但し、15年度上半期における講習教本の購入実績により、次のとおり取り扱い経費の一部を還元する、と記載される。還元年月日は15年6月20日となっている)

還元金額 763,175円

少なくとも、これらの文書から、平成15年度に還元されたであろう金額の合計額は、全日本交通安全協会からのiiの金1,590,750円及び北海道交通安全協会からのiの金763,175円の、金2,353,925円となる。この2,353,925円は、釧路安協の平成15年度の収支決算書によると、事業特別会計の事業収入として、啓発宣伝費名目で、財団法人全日本交通安全協会と財団法人北海道交通安全協会から収入があったように記載されている(甲第6号証)

- ③ ところで、甲第2号証及び同4号証の備考欄には、「本送金は、当協会においては収益事業の経費として支出しております。」と記載され、甲第5号証には、「当協会では、収益事業の経費(物資斡旋経費)として当該還元金を支出いたしますので、貴協会におきましては、収益事業の収入(課税対象事業)として取り扱い願います。」と記載されている。

また、甲第5号証に「講習教本の購入実績により」と記載されているとおり、これらの金員は、釧路安協から、購入した教本の代金として支払われたものであり、購入代金として支払った以上は本来であれば「購入実績から還元されるような金員」は存在するはずはない。前記の「還元」等の意味しているところは、結局、購入代金からの戻し金(バック金)でしかない。しかも、これらの金員をあえて「収益事業の収入」(甲5)にしているのである。

結局、釧路安協は、北海道に返還すべき金員である「割戻金」を、財団

法人全日本交通安全協会と財団法人北海道交通安全協会と共謀して、「正々堂々」と自らの収入に振り替えたものであり、違法行為である。

監査請求人らに判明しているのは、前記年度であるが、このような還元は、毎年行われていると見るべきである。つまり、前記した財団法人全日本交通安全協会からの平成15年3月13日付送金通知による金1,424,250円は、平成14年度の収入となっている可能性が高い。

- ④ 前記①のように平成17年度における運転免許更新時講習等における、これらの教本代金は、30,704,663円(決算書による)に上っている。このうち北海道交通安全協会から購入するテキスト代は、10,807,560円である。このうちの約一割である1,100,000円が、平成17年度の釧路安協への「助成金」に含まれている。甲第7号証は、釧路安協専務理事であった●●●●による、予算書作成にかかる原案の一部である。甲第7号証22枚目で、「地方版テキスト」の「印刷製本費」(108円×100,070冊 10,807,560円)が記載され、同号証の2枚目で1割の「割戻し(予想)」(108×100,070人×10/100=1080,756≒1,100,000円)が記載され、それが助成金として、予算とされている(甲第7号証1枚目)。つまり、平成17年度において、少なくとも北海道交通安全協会から購入した教本代金の1割が、「助成金」名目で割り戻されていることを示している。違法行為は平成17年度も行われていたのである。

- ⑤ 以上から判明することは、釧路安協が、講習時などにおいて配布する教本を北海道交通安全協会や全日本交通安全協会から購入するところ、その購入代金は、北海道からの委託料として全額が支払われ、公益事業の更新時講習等業務特別会計として処理されているが、実際は、この教本購入代金の1割近くが北海道交通安全協会や全日本交通安全協会から「割戻し」さ

れ、かつこの割戻金は、釧路安協の一般会計に、啓発宣伝費あるいは助成金として、収入に組み入れられている、ということである。これは一種のマナーロンダリングであり、本来、剰余金として北海道に返還すべき委託料の割戻金を、北海道交通安全協会や全日本交通安全協会を通して戻されることを利用して、「別途の収入」であるかのように見せかけているものである。

ウ コース料金

北海道新聞平成 20 年 5 月 9 日付朝刊では、釧路安協は収益事業として釧路市と帯広市にある運転免許試験場の教習コースを届出自動車教習所へ貸し出す業務において、施設所有者である北海道に支払うべき賃料(コース貸出時間に対応する)を、実際よりも少ないコース貸出時間を北海道に申告することによって、届出自動車教習所から受け取るコース料金の一部を北海道に支払うことをせず、その結果、少なくとも 2005 年度から毎年 600 万円前後を領得していたことが明らかとなった。2005 年度から 2007 年度までだけでも、この領得金額は、約 1800 万円に上る。

(3) 釧路安協の継続的違法行為

前項の、釧路安協の判明している違法な領得行為は、長年にわたり継続して行われ、得た利益が、どこに支出されたかも全く不明である。平成 19 年度も行われていたと見るべきである。したがって、北海道から釧路安協に支払われている受託料について、① 地方教室借上料については、水増しして請求された北海道の損害分について、② 教本代金については、北海道交通安全協会及び全日本交通安全協会を通じて「割戻し」を受けた北海道に返還しなければならない金員について、③ コース使用料金については、過少申告によって得た利得分について、少なくとも平成 19 年度から過去 5 年間にわたり、監査を行うこ

とによって、釧路安協に対して、北海道が損害賠償請求等の適切な措置をとることを請求するものである。

(4) 正当理由

監査請求人らは、以上の事実を、第 1 には北海道新聞平成 20 年 5 月 9 日付朝刊で知るとともに、第 2 には、内部告発と思われる文書の送付によって本年 5 月中旬に確知するに至った。したがって、北海道の支出から 1 年以内に監査請求できなかつた正当な理由がある。

2 添付書類

甲第 1 号証	地方講習会場借上料金表
甲第 2 号証	送金通知
甲第 3 号証	啓発宣伝費の配分予定額について
甲第 4 号証	送金通知
甲第 5 号証	講習教本物資斡旋経費の還元について
甲第 6 号証	15 年度事業特別会計収支計算内容表、収支計算書
甲第 7 号証	釧路安協平成 17 年度予算書案原案
甲第 8 号証	新聞記事
甲第 9 号証	平成 17 年度収支予算書
甲第 10 号証	平成 17 年度収支決算書